

4 その他 使用許可証に記載されている住所、使用者名などに変更がある場合は、桜木霊園・平和公園管理事務所で手続きを行ってください。

なお、お問い合わせの際は、本市から交付された使用許可書を確認の上、区画番号・使用者名をお申し出ください。

また、区画番号は、封筒の宛名シールの下部に記載しております。
【下記の(図)を参考にしてください。】

5 お問い合わせ先

《保健福祉局健康部生活衛生課》

TEL 043-245-5213

FAX 043-245-5556

月曜日～金曜日 8:30～17:30

《保健福祉局健康部桜木霊園管理事務所》

TEL 043-231-0110

FAX 043-231-0124

月曜日～金曜日 8:30～17:00

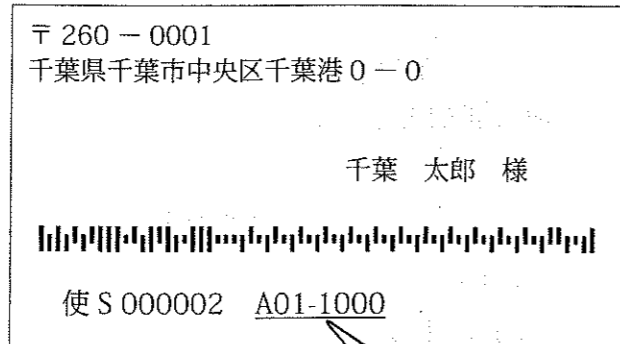
《保健福祉局健康部平和公園管理事務所》

TEL 043-228-2057

FAX 043-228-4266

月曜日～金曜日 8:30～17:00

(図)



区画番号

千葉市営霊園をご利用の皆様へ

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市営霊園の墓地管理料徴収についてのお知らせ

日頃より、千葉市営霊園の運営につきましてご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、墓地の共用部分に係る清掃、植栽や草刈り、園路舗装等の小規模修繕などにつきましては、年間1億円以上の維持管理費が費やされております。

また、近年、市民の皆様が特定の施設やサービスを利用される場合、利用される方にもその費用の一部をご負担していただくという考え方が、一般的になってきております。

このようなことから、平成24年度から維持管理等に必要な経費の一部を、墓地をご利用いただいている方々に墓地管理料としてご負担をお願いすることといたしました。

皆様からご負担いただいた墓地管理料は、清掃や草刈りなどの維持管理、園路の整備や段差解消、トイレの増設・改修など施設の整備に使わせていただき、墓参環境のより一層の向上に努めてまいります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 金額 1区画1年につき 4,800円
- 2 徴収時期 平成24年度から
(納入通知書を平成24年5月下旬に送付する予定です。)
- 3 支払方法 桜木霊園・平和公園管理事務所から送付される納入通知書により、金融機関でお支払いいただきます。
なお、平成25年度からは口座振替も利用可能です。

《裏面もご覧ください》